

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第三十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例を廃止する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和四十五年佐賀県条例第十九号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令（平成二十三年政令第三百六十三号）による改正後の風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）で定める基準に従い定める都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十八条第一項の規定に基づく条例（以下「新市風致条例」という。）を施行していない市においては、この条例による廃止前の風致地区内における建築等の規制に関する条例は、平成二十七年三月三十一日を限度として新市風致条例が施行されるまでの間、なお効力を有する。
- 3 この条例の施行の日（同日に新市風致条例を施行していない市にあっては、新市風致条例の施行の日）前にした行為に対する監督処分及び立入検査に関する規定並びに罰則の適用については、なお従前の例による。
- 4 前二項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。